

3 総第 702 号  
令和 3 年 9 月 15 日

安曇野市監査委員 各位

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和 2 年度 安曇野市一般会計・特別会計等決算審査意見書への  
対応について（報告）

令和 3 年 8 月 3 日付で提出のあった標記の件について、別添のとおり対応がまとまりましたので報告します。

令和2年度 安曇野市一般会計・特別会計決算審査意見書等への対応について（報告）

1. 令和2年度 安曇野市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書

項目	指摘・要望事項等	対応等（※要望等に対する将来の見通し、そのための対応策）	所管課
P5 1 税・料金等の収入未済額の縮減について	<p>不納欠損額は5千4百万円で前年度と比較し、1千9百万円の減少です。</p> <p>不納欠損額は前表のとおり色々な要因によって変化・変動しますが、少ないほうが理想的ではありますので、適正・公平な課税徴収の観点から、不納欠損処分については慎重かつ厳正な取扱いに努めてください。</p>	<p>地方税法第15条の7（滞納処分の停止要件）を遵守し、慎重かつ厳正な取扱いに努めます。</p>	収納課
P5 2 指定管理者（宿泊施設）納付金の全額減額について	<p>市は新型コロナウイルス感染症の影響により、ほりで一ゆ～四季の郷、ファインビュー室山、ビレッジ安曇野の指定管理者納付金を令和2年度から4年度まで全額減額することとしました。</p> <p>コロナ禍において宿泊者数の減少などによりこれらの施設の経営がひっ迫している状況は理解できますが、市の予算は単年度主義が原則であるため、納付金の減額についてもその時々指定管理者が置かれた環境や業績を評価して年度ごとに判断することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、納付金の減額の根拠である各施設と締結した変更協定書には、「ただし、社会情勢により、市と指定管理者が協議の上、協定を変更することができる」と定めた条項が存在しますので、令和3年度及び令和4年度における社会情勢を勘案し、必要であれば再度協議を行っていただきますよう要望します。</p>	<p>農政課としましても、今後はワクチンの接種が始まり、With コロナからAfter コロナへの転換期になると考えており、事態が終息に向かい、利用客が令和元年度以前に戻ることを期待しております。</p> <p>しかし、本年度も、コロナ渦の中、予約とキャンセルが交互に続き、先々の動向が見えづらい状況であります。</p> <p>ご指摘の事項につきましては、宿泊施設の入込み状況や収支状況等を月々確認する中で、状況に応じ各施設の指定管理者と協議してまいります。</p>	農政課
P5 3 随意契約について	<p>決算審査のために提出された資料に記載された随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号におおむね該当しており、随意契約に係る事務処理が適正に執行されていることを確認しました。</p> <p>地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則とされており、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限り、例外的な方法として随意契約が認められていますので、随意契約とする場合にも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、適正執行に努めてください。</p>	<p>昨年の決算審査にもご意見をいただいておりますが、令和2年8月31日付で、随意契約における業者選定について、競争性、公正性及び透明性の確保された契約締結を図るよう職員へ周知しています。</p> <p>また、随意契約については、その業務が随意契約に適するののか、これまで以上に随意契約理由を厳しく精査し、業者選定委員会に諮っています。</p> <p>これまでも契約に関する説明会は年1回開催していますが、本年度、随意契約の厳格化と事務の適正な執行を図ることを目的に、職員に向けた説明会を7月30日に実施しました。</p>	契約検査課

<p>P 6 4 公文書の内容確認について</p>	<p>日々作成される公文書について、特に対外的に発出される公文書等の内容に誤りがある場合には、その文書の訂正等に追加的な手間や時間を割かなければなりません。当年度の決算審査資料についても、所属部署において確認したうえで提出されたことと思いますが、審査中に訂正依頼や、記載誤りの指摘をする場面があり、後日回答となる部署がありました。</p> <p>公文書の内容の誤り等が原因で大きなトラブルに発展する恐れもありますので、そのような事態を避けるためにも、公文書作成時のチェック体制を今一度ご確認いただき、効率的で正確な事務事業の執行に努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>公文書の取扱い等については、文書管理規程並びに文書事務の手引により、適正な事務処理と能率的な運営を図っています。</p> <p>チェック体制につきましては、文書事務を統括する各課長等へ注意喚起するとともに、文書事務の手引の再確認を周知します。また、新規採用職員への研修は実施していますが、今後は主査・主任等への研修の機会を充実することを検討します。</p> <p>なお、8月19日、23日に公文書の基本理念や取り組みに対する姿勢などについて東洋大学早川教授を講師に迎え、各課の文書主任等を対象に「適正な公文書管理に関する職員研修」を実施しました。</p>	<p>総務課</p>
<p>P 6 5 予算の執行について</p>	<p>当年度はコロナ禍により会議、研修及び各種イベントなどが中止となり、当初予定していた旅費などの予算執行が困難な状況にあったといえます。</p> <p>令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら事務事業の執行をしなければならない状況ですが、安易に「コロナ禍」を理由として事業が執行されないことのないよう、計上された予算は適正に執行するように努めてください。</p>	<p>安易に「コロナ禍」を理由として事務事業が執行されないことのないよう、予算執行計画調査や補正予算の編成を指示する際には、職員へ周知徹底いたします。</p>	<p>財政課</p>

2. 令和2年度 安曇野市公営企業会計決算審査意見書

項目	指摘・要望事項等	対応等(※要望等に対する将来の見通し、そのための対応策)	所管課
<p>(1) 安曇野市 水道事業 会計 P16 5 むす び</p>	<p>収入未済額に関しては4,890万8千円で前年度より489万3千円減少しました。今後とも税等の関係部局また、料金徴収委託業者との連携のもと適切な対応によって未収金を縮減するよう要望します。</p>	<p>関係部局、料金徴収委託業者と連携し、引き続き未収金の縮減に努めます。 現年度分は滞納初期段階で給水停止予告及び催告を行い、催告でも応じない未納者に対しては給水停止を執行します。 滞納繰越分は料金徴収委託業者と滞納整理会議を行い、各滞納者に対して方針を決定し、催告に応じない滞納者に対しては所在及び財産の状況調査を行い、支払督促等の法的措置を行います。</p>	<p>経営管理課</p>
	<p>水道ビジョンでは有収率の目標値を令和8年度に85.4%としていますが、令和2年度は80.1%となっており、達成が難しいと伺いました。また、水道ビジョンの見直し時期に差し掛かっていることも伺いました。 行政が定めた計画は達成することが重要課題ではあるかもしれませんが、水道ビジョンは長期計画であるからこそ、コロナ禍のように急激な社会情勢の変化や、原材料費の高騰など、想定外のことが発生し、計画で定めた目標が達成できないこともあり得ることです。 今後、予定されている水道ビジョンの見直しにあたっては、目標が未達となった原因を分析したうえで、新たな目標等を設定していただきますよう要望します。</p>	<p>水道ビジョンでの有収率の目標値は、令和元年度までは順調に達成してきましたが、各地域の管路の老朽化が進み、漏水を誘発して有収率が伸び悩んでいるものと考えられますので、計画的に各地域での漏水調査を実施して漏水箇所を特定し、修繕を実施します。 平成28年度に策定した水道ビジョンから4年が経過し、中間で検証し見直しを図るとなっており、令和4年度に実施する予定です。施設整備はある程度順調に目標達成となっていますが、水道技術者不足のため、中間以降は当初の目標達成が困難と考えられます。また、水道施設更新について、アセットマネジメントの実践を行うため、事業費配分を平準化して、仕事量も圧迫されない計画となるよう水道ビジョンの見直しをします。</p>	<p>上水道課</p>
<p>(2) 安曇野市 下水道事業 会計 P29 5 むす び</p>	<p>当年度末の水洗化人口は7万6,969人で前年度に比べ558人増加し、年間総有収水量は841万4,029m<sup>3</sup>で前年度に比べ14万4,821m<sup>3</sup>増加しました。また、普及率は92.0%となっています。 なお、水洗化率は86.3%で前年度に比べ1ポイント上昇しているものの、他自治体に比べるとまだ低い水準であるため更なる改善が必要です。</p>	<p>下水道事業経営戦略では、令和8年度末の目標水洗化率を91.4%としています。 下水道未接続者の傾向としては、低所得者世帯や高齢者のみの世帯、浄化槽(合併・単独)設置によって既に水洗化されている世帯が大半を占めていると考えられます。 平成30年度より実施している下水道接続工事に対する助成制度の申請件数も増えており、これをご活用いただくことで低所得者世帯等の接続促進と、未接続者に対して下水道接続への理解を促すダイレクトメールの送付により水洗化率の向上に取り組みます。</p>	<p>下水道課</p>

<p>下水道使用料等の収入未済額は1億1,259万9千円であり前年度に比べ608万2千円増加しました。なお、受益者負担金の収入未済額は5,650万9千円であり前年度に比べ787万円増加しました。今後とも税等の関係部局、また料金徴収委託業者との連携のもと適切な対応によって未収金を縮減するよう要望します。</p>	<p>関係部局、料金徴収委託業者と連携し、引き続き未収金の縮減に努めます。</p> <p>使用料は、水道料金と併せた滞納整理が効果的であるため、訪問及び電話による折衝並びに催告書の送付にて収納につなげます。</p> <p>滞納繰越分は、水道料金と同様、料金徴収委託業者と滞納整理会議を行い、各滞納者に対して方針を決め、催告に応じない滞納者に対しては所在及び財産等を調査し、滞納処分を執行します。</p> <p>受益者負担金は訪問による集金及び折衝を行い収納に努め、催告に応じない滞納者の所在及び財産等を調査し、滞納処分を執行します。</p>	<p>経営管理課</p>
---	--	--------------